

平成 24 年 6 月 18 日

日本公認会計士協会

会長 山崎 彰三 殿

全国青年税理士連盟

会長 市木 雅之

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号

電話 03-3354-4162

## 日本公認会計士協会による税理士法改正案反対活動に対する意見

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、ご存知の通り、平成 23 年 12 月に閣議決定・公表された平成 24 年度税制改正大綱では、昨年度の大綱に引き続き、税理士制度の見直しについて検討を進めるとの方針が明示されました。特に今年度の大綱においては、「税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、その見直しに向けて引き続き検討を進める」ものとされ、昨年度大綱より一步踏み込んだ内容となっております。これは、日本税理士会連合会（以下「日税連」）が取り纏めた「税理士法改正に関する意見（案）」の公表と、それをベースにした日税連、国税庁及び財務省主税局との勉強会を受けての政府の方針であると思料します。

このように税理士制度の見直しが課題とされる最中、貴会は、まず機関紙「会計・監査ジャーナル」の平成 21 年 6 月号、同 7 月号において税理士制度に関する貴会の主張を展開するとともに、平成 22 年 1 月 14 日付にて、『日税連「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるたたき台」に対する意見提出方へのご対応お願い』という文書を貴会各地域会会長宛に発出し、税理士登録を行っている貴会の会員に対し、貴会の主張に基づく意見案（会計職専門職 P T により取りまとめられた「考え方」）を、組織的に各税理士会へ提出する要請を行われました。また、平成 23 年 8 月 12 日より「公認会計士は税理士試験に合格しないと税理士登録できない」とする税理士法改正案に反対する意思を示すための署名運動を展開されました。

当連盟は、このような貴会の主張や活動は、国民の立場に立った観点からのものというよりは、むしろ自らの既得権益を守らんがためのものであるとの認識のもと、関係各機関に対し意見表明を行っております。そこで、貴会の行う税理士法改正案反対活動に対する当連盟の意見をここに述べます。

## I. 税理士法改正の必然性・必要性について

現在、公認会計士には税理士資格が自動付与され、税理士会に登録すれば「税理士として」「税理士業務」が行うことができることとされている。

この現行法を改正すべく、日税連が「税理士法改正に関する意見(案)」において、「税理士になる公認会計士については、税法に属する科目のうち税理士試験において必須科目である所得税法又は法人税法のいずれか1科目の合格が必要である」とする改正の方向性を示したことに對し、貴会は、『我が国における税理士制度創設時の「公認会計士は改めて試験を受けることなく税理士となることが適当である」とする基本理念に倅り、我が国租税制度の発展に寄与してきた公認会計士を否定するものであるとともに、我が国租税制度を支えてきた税務サービスの提供者に無用の障壁を設け、納税者の税務サービス提供者選択の自由を奪うという国民の経済活動の利便性を損なうものである』との理由により、法改正に反対の意思を示している。

しかし、公認会計士について、この税理士資格自動付与が殊更に取りざたされることとなったのは、平成15年5月の公認会計士法の抜本改正により急激に公認会計士試験の合格者が増加したことにある。これを契機として税理士業界は、他の資格制度の改変により急激に増加する税理士試験合格者以外の税理士となる資格を有する者が、税理士としての資質の検証を受けることなく無条件で税理士業務に参画することに対し、強烈な問題意識を持つようになった。そこで、今回の改正案は、国家資格制度の原理・原則に則り、それぞれの資格の使命や業務内容の相違点を確認した上で、資格の付与に当たっては、国民の安全性や信頼性を確保するため、資質の検証を別個に行うべきであるという視点から策定されたものと考えられる。

まず、制度論からすると、公認会計士は、公認会計士法第1条において、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」としている。これに対し税理士は、税理士法第1条において、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」としている。両資格はそれぞれ重要な使命を国民から負託された職業専門家であるが、その業務の専門性は異なっている。業務独占を有する国家資格者としての資質の検証の必要性は、「規制・制度」が国民生活の安心・安全を確保するためのものであることに第一の根拠がある。公認会計士は、監査業務を行う専門家としての資質の検証は経ているが、税理士として税理士業務を行う専門家としての資質の検証は受けていない。従つて、国民に対する国家資格制度への安心感と国民生活の安全性を確保する観点から、法改正は必要であると言わざるを得ないのである。

また、現実論として、税理士制度・公認会計士制度の発展を阻害する喫緊の二つの問題がある。一つ目は公認会計士試験制度の改変を起因として、税理士資格を得るために公認会計士試験を受験する者が少なからず発生してきたことである。この点については専門学校などにおいて、税理士志望者に対して、税理士資格を取得するには公認会計士試験を受験する方が近道であると勧めている事例がある。本来は税理士志望であるにも関わらず、税理士試験を受けずに公認会計士試験を受験し、税理士としての資質の検証がなされないまま「税理士となる資格を有する者」になってしまう「迂回参入」の実態は、国民の目には如何に映るのであろうか。二つ目は公認会計士の試験合格者の不用意な増加に伴う就職難を起因として、やむを得ず税理士資格を取得する者が発生してきたことである。「税理士となる資格を有する者」には「公認会計士となる資格を有する者を含む」とされるため、最近では公認会計士登録をすることなく税理士登録をする者が散見されるとのことである。また、平成 23 年度の税理士の登録事務実績によると、平成 22 年度に引き続き、公認会計士の資格で登録した者の増加傾向が続いている。本来は公認会計士として上場企業等の監査業務においてその能力を存分に発揮することを夢見て受験勉強に勤しみ、国民からもそれを期待されて試験制度の改正等が行われたにもかかわらず、税理士業界に「仕方なく参入」している実態は、両者の資格制度として本来あるべき姿であらうか。

以上のように、税理士法を改正して公認会計士への税理士資格自動付与を廃止し、公認会計士の税理士資格の取得に当たって一定の資質の検証を課すことは、制度論としても現実論としても必要であり、これを単に業際問題として矮小に捉えてはいけない。税理士制度と公認会計士制度の健全な発展のために、そして国民のために問題ある現状を改善するべく当然の措置なのである。

## II. 貴会の主張に対する当連盟の見解

貴会の税理士法改正反対署名運動において配布された署名用紙に記載されている反対理由に関しては、我々税理士にとって看過しがたい部分がある。そこで、その反対理由の 1 から 5 につき、次のように当連盟の見解を述べることにする。

### 1. 貴会の主張『税理士法改正は国益を損なう』についての見解

貴会は、『税務サービス提供者に障壁を設けることになる』と主張するが、公認会計士が税理士業務を行うに当たっての資質を公認会計士試験によって十分に担保されているとするならば、税理士試験に合格することなどは障壁になりえず、逆に障壁となるほど高いハードルなのであれば、その資質自体に問題があると考えられ、改正案による「所得税法又は法人税法のいずれか 1 科目の合格だけで公認会計士に税理士資格を付与すること」にす

ら問題が生じる。

また、『税務サービス提供者選択の自由を奪う』と主張するが、租税は国民の財産権と密接に関係するため、税理士業務を行う者については「能力担保が十分に図られた者」という限定された者であらねばならず、その中で納税者による選択が行われることが大前提である。

その能力担保が図られてない状況下では、かえって国民の利益を損なうものとなる。現在の税理士の数や能力の多様性からしても十分に選択の自由は確保されており、国民の経済活動の利便性や国益が損なわれることはない。従って、公認会計士が堂々と税理士試験の受験を経て税理士業務を行うことこそが、国益にかなうのである。

## 2. 貴会の主張『税理士法改正の必然性・必要性がない』についての見解

公認会計士に税理士試験を受験させる必然性・必要性については上述した通りであり、公認会計士に対する税理士資格自動付与の是正を図ることこそが、我が国租税制度の発展に寄与するのである。また、今次の改正案は決して公認会計士の専門性を否定するものではなく、監査の専門家たる公認会計士制度の使命と専門性を十分に尊重した上で、両制度の発展と国民の安全性の確保の観点から必要とされるものである。そもそも、公認会計士法第5条において「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし」と定めており、税理士法第6条において「税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし」と定める税理士試験とはその目的が異なっており、当然にして資質の検証は別個にされるべきものであろう。

なお、貴会は、『公認会計士は企業の国際税務、企業再編成税制、連結納税制度などの専門分野でも我が国の租税実務を支えている』と主張するが、これは公認会計士が所属している監査法人のクライアントの多くが上場会社等の法定監査が適用される大規模な企業であることから、「結果として大手監査法人系の税理士法人が当該業務を行う機会が多い」ことをとらえての主張であると思われる。

しかし、そのような税理士法人には公認会計士の資格により税理士資格を付与されている者だけではなく、税理士試験合格者が多数在籍しているのも事実であり、決して公認会計士のみがこれらの専門分野を支えているわけではない。従って、この改正により我が国の租税制度の整備・発展に対して支障が生じることはない。

## 3. 貴会の主張『海外の投資家の疑問<日本の財務諸表は十分に監査されているのか?>を招く』についての見解

税理士法改正が実施されれば日本の公認会計士の作成した監査証明はその品質に疑問が

もたれるようになると主張するが、公認会計士が税理士業務を担う資質を有するかどうかという話と、監査証明の品質とは何ら関係しない。

仮に、貴会が主張するように海外からの投資活動に対する影響があるとするならば、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第 14 号「専門家の業務の利用」に基づき、情報処理技術者や不動産鑑定士等の「専門家」の定義に、税務に関する専門家として税理士を含めて、税理士を「専門家」として監査において運用することで対応可能であり、合理的である。この対応方法により、日本の公認会計士の作成した監査証明の品質に疑問がもたれることはない。

監査証明の品質に疑問がもたれるとすれば、オリンパスや大王製紙事件にみられるように、表面からだけでは見抜けない粉飾等を発見する洞察力等といった監査力そのものによるものであり、税務に関わる専門性の有無が監査証明の品質に大きな影響を与える要因になるとは到底考えられるものではない。現在、企業会計審議会でこれらの不正会計の再発抑制のための監査制度の見直しが議論されているが、まずは監査制度への信頼の回復を監査制度の見直しを通じて図ることこそが国民の期待に応えることとなるのであり、税理士法改正と監査証明の品質とを関連付けて主張することは不可解である。

また、近年の傾向として民主的な租税制度を構築しようとしているベトナム、モンゴル等においては我が国の税理士制度を参考として税務専門家の制度を構築している。この海外の潮流を見る限り、今後ますます高度化・複雑化する経済社会においては、高度に専門化された日本における税理士制度の在り方は有用的・先進的な制度であり、今後諸外国の規範となるものである。

#### 4. 貴会の主張『公認会計士が税務に関する十分な知識を有していることは、既に現行税理士法でも確認されている』についての見解

貴会は、公認会計士は『昭和 26 年の税理士法制定要綱に基づき、難関の公認会計士試験さらに最終試験である修了考査の 2 回の試験で「租税法」が課せられている。また公認会計士資格を得るために必須の実務補習では法人税はもとより所得税、相続税等のカリキュラムが課せられている』と主張するが、公認会計士の資格取得制度は、あくまでも「監査の専門家」としての資質の検証を目的として制度設計されており、税務の位置付けは、監査を行うために必要な知識を習得するための範囲にとどまるものであって、その習得のための投入時間も絶対的に少ないと言わざるをえない。結果、税理士としての資質を検証するために制度設計されている税理士の資格取得制度に比して税務に関する知識の習熟度が明らかに低く、これを同等と扱うことはできない。

従って、現行の公認会計士資格を得るための制度では、税理士として必要とされる税務に関する十分な知識を有していることが検証されているとはいえない。

なお、昭和 26 年「税理士法案の基本方針及び要綱」において、公認会計士試験科目に租

税法を加えることとされたのは、税理士の資格者に公認会計士を含めるため、同要綱に「付記」することが要請されたものであるが、結局、これは実現しないまま、平成15年の公認会計士法改正になって初めて公認会計士の試験科目として加えられた。しかし、この公認会計士法改正に至るまでの過程において、衆議院財務金融委員会にて『公認会計士試験における「租税法」科目に関し、その出題については、公認会計士となる資質を検証するための試験の一部であることを踏まえ、適切に対応されるよう留意すること』と附帯決議がされている。これは、公認会計士試験科目としての租税法は、あくまでも監査証明業務を行う上での必要な租税の基本的概念の理解を求めるものであること、また、公認会計士試験における租税法と税理士試験における各租税実体法との間には、内容、深度等に違いがあることを前提に公認会計士制度を運用することを求めているものであり、この附帯決議の趣旨を正確に理解すると、『公認会計士が税に関する十分な知識を要していることが、現行制度上明確である』との主張にはつながらない。

## 5. 貴会の主張『公認会計士は当然にその資格で税理士となれる』についての見解

まず、貴会は、『税理士制度創設時（昭和26年）より、公認会計士と弁護士はその資格のままに税理士となることが適当とされている』と主張するが、税理士法制定当時においては、税理士制度の黎明期でありシャープ勧告が税理士のあるべき姿とする「資格試験において租税法規並びに租税及び経理の手續と方法のより完全な知識をためされた」「納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞の広い職業群」が存在せず、従来の税務代理士（約3,200人）だけでは申告納税制度を定着させることが困難であるため、当時としてはある一定数の人数を確保するべく、ただ単に先行して創設されていた公認会計士に対して税理士資格を付与せざるを得なかったことに加え、既に税務代理士の許可を受けていた少数の弁護士・公認会計士が存在していたことに対する政治的配慮がなされたことに起因するものであり、現在においてはその歴史的役割を終えている。昭和55年に通知公認会計士制度が廃止され、平成13年には許可公認会計士制度が廃止されるなど、時の立法府の判断により税理士業務独占規定の公認会計士に対する例外規定は段階的に縮小・廃止されており、この歴史的経緯こそが、税務の専門家は税理士であることを明らかにしたものであろう。

また、税法に関しても昭和26年当時と現在とを比較すると複雑化、高度化しており、約60年前の状況でもって、現在における資質の適否を判断するのは明らかに不合理である。

次に、貴会は、平成20年規制改革会議への財務省の回答の中から『公認会計士は、…その学識等からみて税理士業務を十分行い得ると認められることから、税理士資格が付与されている』という記述を部分引用してその主張の根拠としているが、これは国税庁を所管する財務省が税務職員への税理士資格付与のことも踏まえて回答したものであり、この回答をもって単純に公認会計士が税理士としての資質が十分あるかどうかの根拠となりえる

ものではない。

さらに、貴会は、『税務は会計の領域内にあり不可分の関係にある。そこでドイツ、韓国においても公認会計士はその資格の下で税務ができることとされている』と主張するが、税理士業務における税務の中には、会計知識が前提となるものだけではなく、資産税業務等の会計知識が必要とされないものも含めた、より広範囲の税務知識が必要とされており、会計知識が必要とされる税務のみでは税理士業務を十分に行い得るものではない。従って、税務が対象とする領域は会計知識を必要とする領域に限定されるものではなく、税務が会計の領域内にあるという認識自体が事実誤認である。

また、ドイツ、韓国では公認会計士はその資格の下で税務を行っているが、租税制度とそれに関連する税理士制度は各国それぞれの事情や国民性を考慮し、それぞれの国に合致した制度にすべきであり、国情等の異なる他の国と制度の違いが生じることはむしろ当然である。

以上